

令和3年8月2日

保護者各位

野田市児童家庭部長

新型コロナウイルス感染症に係る通所自粛について（要請）

日頃より、野田市の学童保育行政にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の急拡大により、政府から千葉県を含め神奈川県、埼玉県、大阪府が8月2日から緊急事態宣言の対象地域に追加されました。

野田市におきましても7月下旬から新規感染者が急増し、特に若い世代の感染が顕著であり、より一層の感染拡大防止の強化が必要であること、学童保育所等の機能維持などの観点から、出来る限り家庭での保育（通所自粛）のご協力をお願いいたします。

1. 通所自粛の協力について

学童保育所では、施設の清掃・消毒や手洗いの徹底等、引き続き感染防止対策に留意しておりますが、子どもたちが集まる以上、当該感染症を完全に防止できるとは言えない状況下であり、「クラスター」と呼ばれる感染者の集団が発生するなどのリスクを免れません。

そのため、ご家庭で保育が可能な方については、早めのお迎えや通所を控える等、出来る限りのご協力をお願いいたします。

2. 通所自粛依頼期間

令和3年8月2日（月）から令和3年8月31日（火）まで

※通所自粛を強制するものではありません。

3. 期間中の学童保育料について

手続期間を設け、8月7日（土）から31日（火）までの期間、感染予防のため学童保育所への通所を自粛した場合は、特例として8月分の学童保育料を免除します。

4. 通所自粛に伴う免除手続について

8月6日（金）までに「休所願い」に必要事項を記入し各学童保育所又は児童家庭課まで提出してください。郵送の場合は8月6日迄（消印有効）に児童家庭課宛に郵送してください。「休所願い」は各学童保育所又は市ホームページに様式があります。9月以降の通所自粛依頼については決まり次第連絡いたしますが、手続きについては、既に「休所願い」を出された方は、電話連絡により延長できることとします。

お問合せ先 児童家庭課 04-7123-1093